〒222-0033
横浜市港北区新横浜2丁目4番1号
日本生命新横浜ビル7階

ランドマーク税理士法人
[redacted] 様

令和6年6月10日

「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の送付について

税務行政につきましては、日ごろからご協力をいただき誠にありがとうございます。

「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付しますので、相続人 [redacted] 様、[redacted] 様、[redacted] 様及び [redacted] 様への交付をお願いいたします。

連絡先	担当者	藤沢税務署 [redacted]
	電話番号	0466-22-[redacted] (内線:[redacted])

[redacted]第[redacted]号

令和 6年 6月10日

（納税地）
[redacted]

（氏名・法人名）
[redacted] 殿

藤 沢 税務署長

財務事務官 [redacted]

藤沢税務署長之印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間
相続税	相続開始年月日 令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日 （被相続人[redacted]様に係る分）	以下余白
	以下余白	

備考	相続税については、「更正決定等をすべきと認められない課税期間等」欄に相続開始年月日及び被相続人氏名を記載しています。